

監 査 公 告

指定管理者監査結果の公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年2月10日

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 太 田 克 典

第1 指定管理者及び指定管理業務等

- (1) 指定管理者 社会福祉法人米沢市社会福祉協議会
- (2) 指定管理業務 米沢市児童センター（米沢市窪田児童センター・米沢市上郷児童センター）の指定管理業務に係る出納その他の事務
- (3) 所管課 健康福祉部こども課

第2 監査の対象

米沢市児童センター（米沢市窪田児童センター・米沢市上郷児童センター）
令和元年度の当該指定管理業務に係る財務事務及び関連事務の執行状況

第3 監査の期間

令和2年12月22日から令和3年2月3日まで

第4 監査の方法

当該団体から、関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、監査対象団体の施設内において必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

第5 監査の講評

令和3年2月3日に監査委員室で行った。

第6 監査の結果

監査は、米沢市監査基準に基づき実施した。

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認した結果、財務事務及び関連事務の執行状況はおおむね適正であると認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の確認の徹底を指導した。